

議案第 5 号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「及び附則第11項第3号」を削り、「及び第46条」を「及び第46条第1項」に改め、同条第4項中「。附則第11項第3号において同じ。」を削る。

第47条第1項中「及び附則第11項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第11項第4号」を削る。

附則第11項の前の見出し及び同項から第14項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）の一部を次のように改める。

附則第4項を削る。

（亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を次のように改める。

附則第3項から第5項までを削る。